

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月22日提出
【発行者名】	JAMPファンド・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 啓一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目17番1
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-3527-2740
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略アクティブ E T F
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初設定 100億円を上限とします。 (2)継続申込期間 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**（１）【ファンドの名称】**

日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略アクティブETF
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。
当初元本は、1口当たり1,000円です。
委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるJAMPファンド・マネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初設定
100億円を上限とします。
継続申込期間
1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初設定
1口当たり1,000円です。
継続申込期間
取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
原則として、毎営業日午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、ファンドにおいては100口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問合わせ先（照会先）
JAMPファンド・マネジメント株式会社
受付電話050-1871-1542（担当者 山口）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.jamplatform.com/jfm/>

(5) 【申込手数料】

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1,000口単位

(7) 【申込期間】

当初設定

2026年6月8日に当初設定に係る申込みが行われます。

継続申込期間

2026年6月8日から2027年3月5日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

当初設定当初設定にかかる発行価額の総額は、信託設定日(2026年6月8日)に、販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

()前記()の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の

停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとし

ます。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

a. 受益権を上場します。

上場（予定）日である2026年6月9日以降、いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口単位です。

手数料は申込みの取扱い販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱い販売会社または第一種金融商品取引業者（証券会社）へお問い合わせください。

b. 追加設定の申込みは1,000口単位とします。

c. 受益権を有する投資家は、1,000口単位で信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

一定口数以上に限定することで、基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

d. 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行われます。

ファンドの商品分類

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分
単位型 追加型	国内	株 式	MMF
		債 券	MRF
	海 外	不動産投信	ETF
	内 外	その他資産 ()	
		資産複合	

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
-----	--

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		()
大型株	年2回	
中小型株	年4回	日本
債券	年6回	北米
一般	(隔月)	欧州
公債		
社債	年12回	アジア
その他債券	(毎月)	オセアニア
クレジット属性	日々	中南米
()	その他	アフリカ
不動産投信	()	中近東
その他資産		(中東)
(投資信託証券(株式一般))		
資産複合		エマージング
()		
資産配分固定型		
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

区分の定義

その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。（株式一般）とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（注）ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

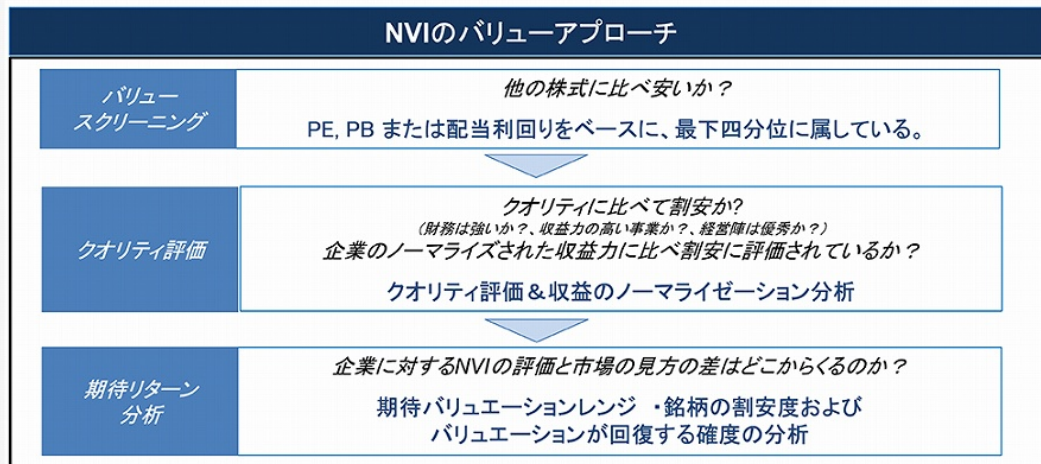
1,000億円を上限とします。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

■ ファンドの特色

- 1 | 一貫したバリュースクリーニングと運用プロセスに基づく企業分析をもとに中長期的観点から卓越した投資パフォーマンスを目指します。



- 2 | わが国の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行います。

- 3 | 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- 4 | 投資顧問(助言)会社より投資に関する助言を受けて運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。当ファンドの保有銘柄において寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

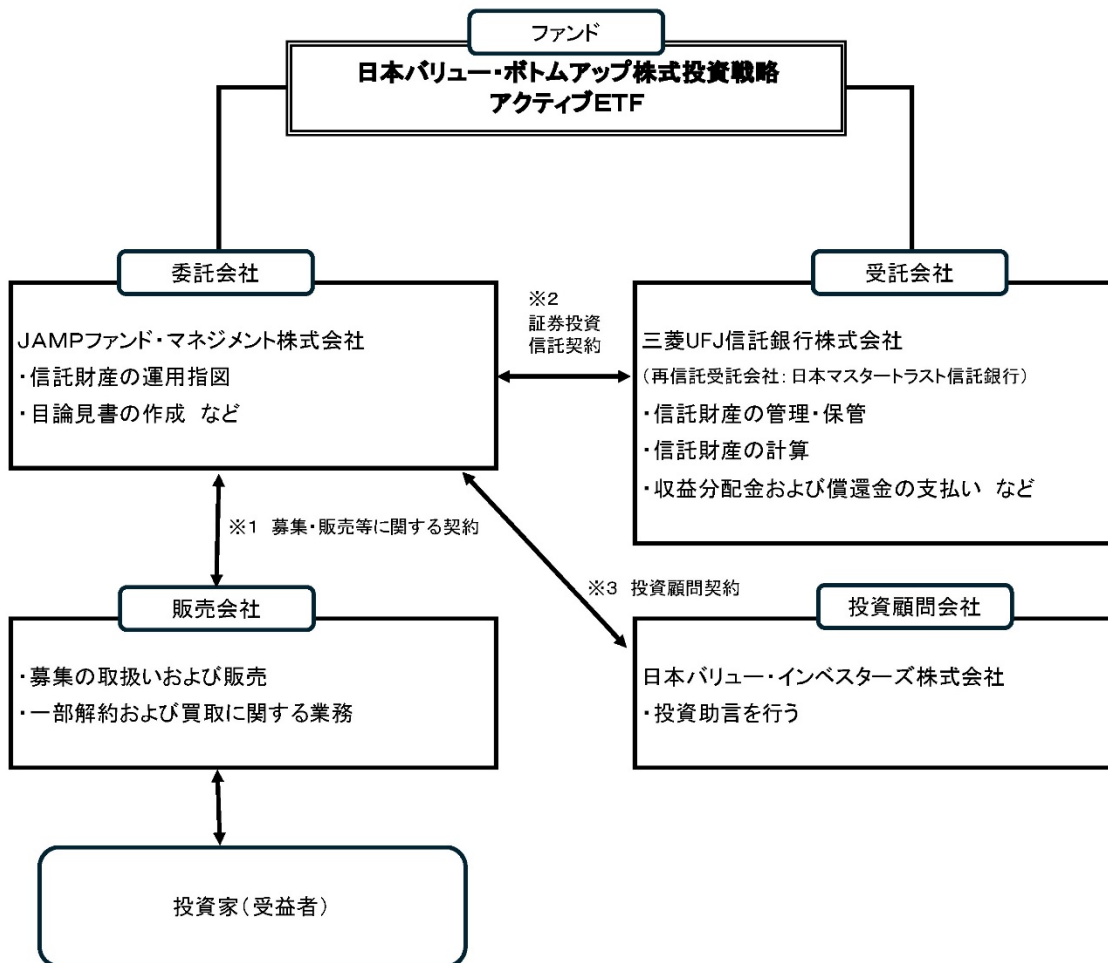
(2) 【ファンドの沿革】

2026年6月8日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

2026年6月9日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人とその役割



委託会社の概況（2026年2月末日現在）

資本金
1,000万円

委託会社の沿革
2022年6月28日 「JAMPファンド・マネジメント株式会社」設立

大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
日本資産運用基盤株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目17番1	300,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a 投資対象

我が国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- イ．一貫したバリュー投資哲学と運用プロセスに基づく企業分析をもとに中長期的観点から卓越した投資パフォーマンスを目指します。
- ロ．わが国の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行います。
- ハ．市場変動等により、同一銘柄の株式への投資割合を上限20%として投資を行います。
- ニ．株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ホ．非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- ヘ．投資顧問（助言）会社より投資に関する助言を受けて運用を行います。
- ト．資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１ 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２ 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてJAMPファンド・マネジメント株式会社を委託会

社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１． 株券または新株引受権証券

２． 国債証券

３． 地方債証券

４． 特別の法律により法人の発行する債券

５． 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６． 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７． 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８． 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９． 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

１０． コマーシャル・ペーパー

１１． 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

１２． 外国または外国の者の発行する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第9号、第10号、第11号、第14号で定めるものをいいます。）

１３． 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

１４． 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

１５． 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

１６． オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）

１７． 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

１８． 外国法人が発行する譲渡性預金証書

１９． 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

２０． 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

２１． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

２２． 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）より運用することを指図することができます。

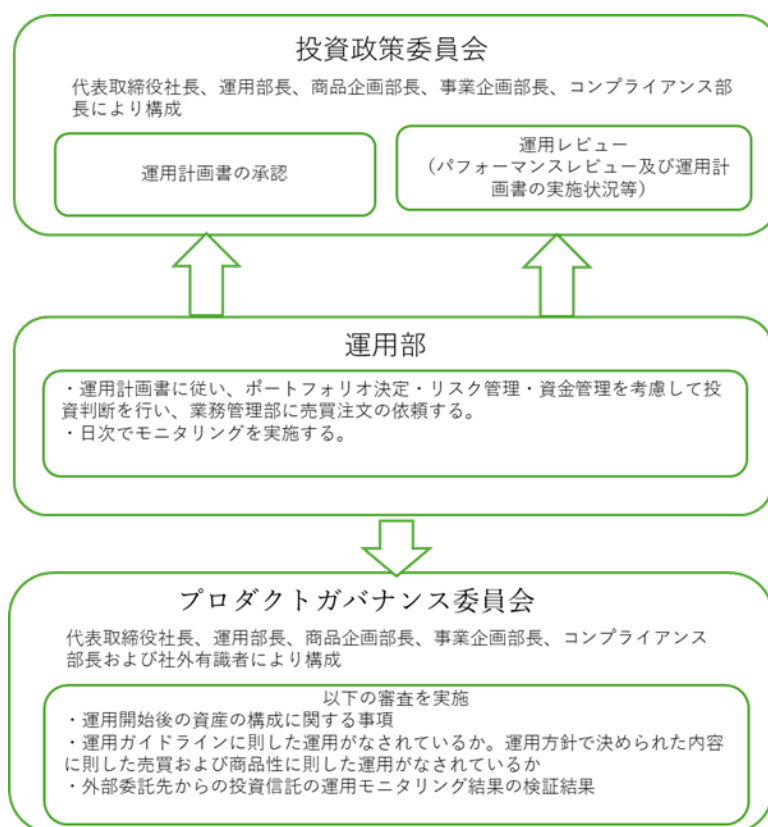
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は、以下のようになります。



当ファンドの運用体制に係る各組織の業務の概略は以下の通りです。

- ・ 運用部
運用計画書と運用ガイドラインから成る運用方針に基づき、ポートフォリオを構築・管理します。
- ・ 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用方針の決定、運用レビュー（パフォーマンスレビュー及び運用計画書の実施状況等）の実施及び承認等を行います。
- ・ プロダクトガバナンス委員会

プロダクトガバナンス委員会規程に基づき、資産構成、運用ガイドライン等の運用方針に則した運用が行われているかをモニタリングします。

運用体制等につきましては、2026年2月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【配分方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

初回決算日は、2027年7月7日となります。

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。

ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

売買益が生じても、分配は行いません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （ ）信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。
- （ ）毎計算期末に信託財産から生じた前記（ ）に掲げる利益の合計額は、（ ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
 - １．有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、解約差益金
 - ２．有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、解約差損金

（５）【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- （ ）株式への投資割合には、制限を設けません。
- （ ）投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）及び外貨建資産への投資は、行いません。
- （ ）デリバティブ取引はヘッジ目的以外には利用しません。
- （ ）一般社団法人資産運用業協会に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- （ ）一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の投資制限

- （ ）投資する株式等の範囲
 - １．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ２．前記１．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- （ ）信用取引の指図範囲
 - １．委託会社は、保有している株式のヘッジ目的のため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - ２．前記１．の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ３．委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができます。

() 先物取引等の運用指図

1. 委託会社は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

() スワップ取引の運用指図

1. 委託会社は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、もしくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類似する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

() 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

< 関係法令に基づく投資制限 >

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

委託会社は、投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

集中投資リスク

信託財産の純資産総額に対する比率が10%を超えて投資する銘柄が存在する、または存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

・市場価格と基準価額の乖離について

ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。

・アクティブ運用型ETFに関する留意点

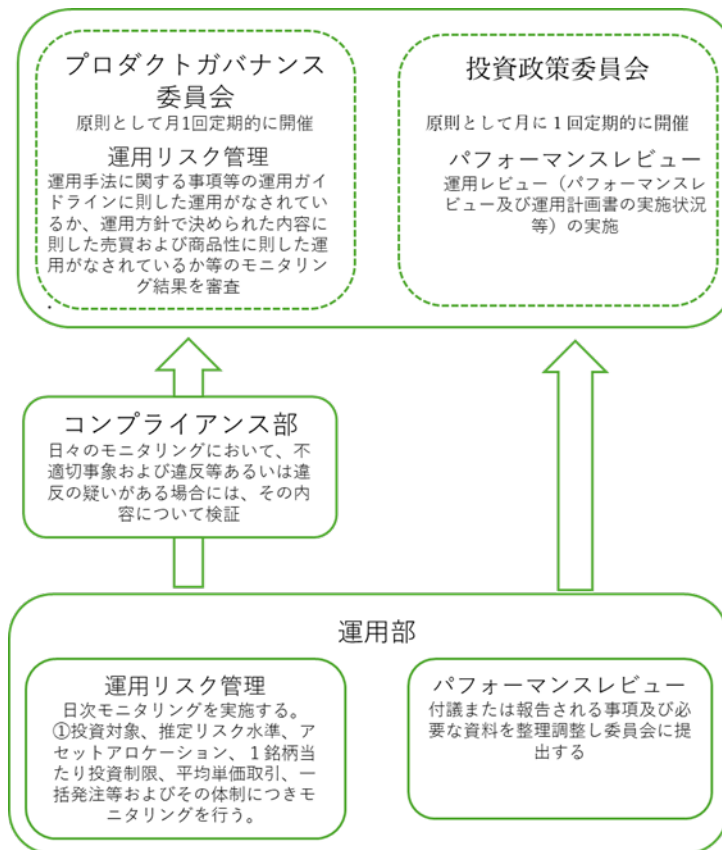
ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（PCF）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

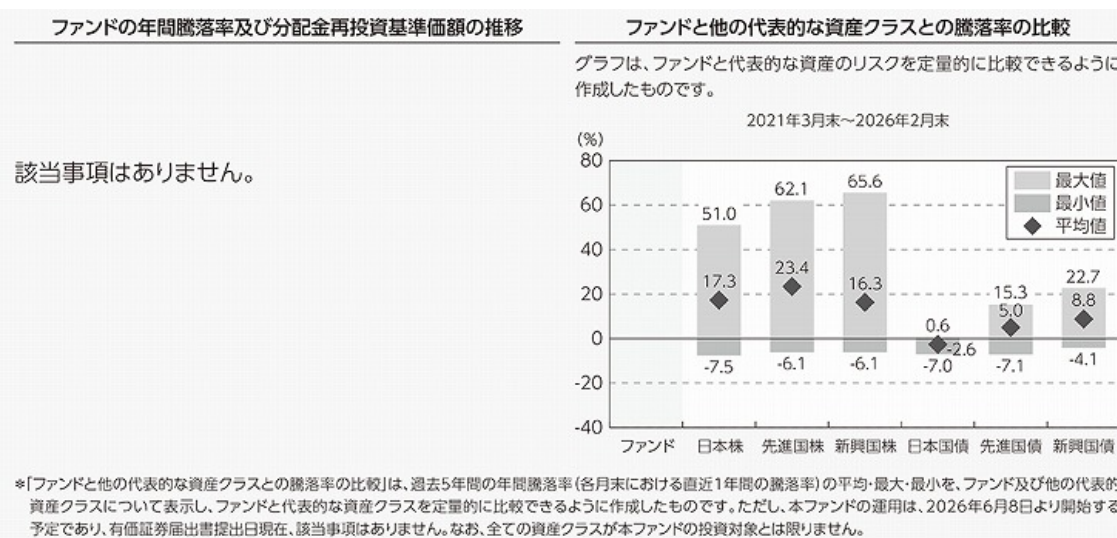
・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

< 投資リスクに対する管理体制 >（2026年2月末日現在）



(参考情報)



〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.03%が信託財産留保額として控除されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率0.99%（税抜0.90%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.935% (税抜 0.85%)	委託した資金の運用の対価です。
受託会社	年率0.055% (税抜 0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

投資顧問会社（投資助言会社）に支払う投資顧問料

当ファンドへの投資助言にかかる日本バリュース・インベスターズ株式会社が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払われるものとします。

（４）【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、1.から7.までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、各種報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る発行および管理事務に係る費用
3. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
4. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
5. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
6. 目論見書および商品説明資料（これらの改訂および訂正分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. 運用状況に係る情報の提供、財務諸表および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
8. この信託のコンプライアンス業務に係る委託費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

委託会社は、に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受けるときに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

受益権の上場にかかる費用（2026年2月末日現在）

- ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）
- ・新規上場に際しての上場審査料

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、上場証券投資信託として取り扱われます。

個人受益者に対する課税

イ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行う場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

ロ. 受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の

取扱いとなり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で課税されます。

・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ハ. 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲

渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人受益者に対する課税

イ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収（ ）されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ロ. 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）

ファンドの総経費率

ファンドの運用は2026年6月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

5【運用状況】

ファンドは、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配金の推移

該当事項はありません。

●主な資産の状況

該当事項はありません。

●年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行われます。

申込期間中の各営業日に、お申しいただけます。

（2）申込締切時間

取得申込みの受け付けについては、原則、取得申込日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

（3）申込不可日

委託会社は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。

1．取得申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）当初申込期間中は、販売会社が定める時間とします。

2．前号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

（4）申込単位

1,000口以上1,000口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（5）申込価額

当初設定：1口当たり1,000円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額

（6）申込手数料

販売会社は、取得申込者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴収することができるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）購入の受付中止および取消

委託会社は金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み請求の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込み実行の請求を取り消すことができます。

なお、取得申込みの実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みの実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込みの価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みの実行の請求を受け付けたものとし信託約款に準じて計算された価額とします。

取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

お問い合わせ先（照会先）
JAMPファンド・マネジメント株式会社
受付電話050-1871-1542（担当者 山口）
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.jamplatform.com/jfm/>

2【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、受託会社に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求日（「解約申込日」といいます。）の午後3時30分までの、販売会社が定める時限までに販売会社に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

(3) 申込不可日

委託会社は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第2号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受け付けを行うことができます。

1. 取得申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）当初申込期間中は、販売会社が定める時間とします。
2. 前号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

(4) 換金単位

1,000口以上1,000口単位とします。

(5) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

(6) 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して5営業日目からお支払いします。

(7) 受益権の買取り（買取請求制）

・販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

・受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

・販売会社は、受益権の買取りを行うときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

・販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

・また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当

該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

(8) その他

・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先（照会先）

JAMPファンド・マネジメント株式会社

受付電話050-1871-1542（担当者 山口）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.jamplatform.com/jfm/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、100口当たりの価額で表示されます。

< 主な投資対象の評価方法 >

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

< 基準価額に関する照会方法等 >

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

お問い合わせ先（照会先）

JAMPファンド・マネジメント株式会社

受付電話050-1871-1542（担当者 山口）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.jamplatform.com/jfm/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年7月8日から翌年7月7日までとします。なお、第1計算期間は、投資信託契約締結日から2027年7月7日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

() 信託の終了

委託会社は信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託契約締結日から5年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合、信託約款の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託会社は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の

解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができません。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記から前記までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前記の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

() 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記()の規定にしたがいます。

() 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第4後記()の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

() 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

() 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記()の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

() 投資信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項（前記の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を

定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記から前記までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記からの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 反対者の買取請求権

前()に規定する信託契約の解約または前()に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前()または前()に規定する書面に付記します。

() 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.jamplatform.com/jfm/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

() 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

() 関係法人との契約の更改等に関する手續等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3カ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

() 金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとし、

委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとし、

4【受益者の権利等】

- () 収益分配金受領権
 - ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。
 - ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- () 償還金受領権
 - ・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- () 解約請求権
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- () 帳簿閲覧権
 - 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していませんので該当事項はありません。

ファンドの投資信託財産に係る財務諸表の作成は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)の定めるところによります。

ファンドの財務諸表の監査は、あずさ有限責任 監査法人により行われ、監査証明を受けます。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
該当事項はありません。

受益者等に対する特典
該当事項はありません。

内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
該当事項はありません。

受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年2月末日現在）

資本金の額	10,000,000円
会社が発行する株式の総数	1,000,000株
発行済株式の総数	300,000株
最近5年間にける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022年6月28日	10,000,000円
2022年12月19日	50,000,000円（10,000,000円）
2023年7月7日	70,000,000円（50,000,000円）
2025年7月31日	10,000,000円（70,000,000円）
2025年12月12日	110,000,000円（10,000,000円）
2025年12月12日	10,000,000円（110,000,000円）

(2) 委託会社の機構（2026年2月末日現在）

委託会社の意思決定機構

委託会社は、3名以上5名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

代表取締役は取締役会の決議によって選定します。

取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長を務めるものとする。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

運用の意思決定機構

運用担当者は「運用規程」に基づき承認された運用計画書に従い、ポートフォリオ決定・リスク管理・資金管理を考慮して投資判断を行い、業務管理部に売買を指図します。日々の投資信託財産の運用については、「運用リスクモニタリング規程」に則って、運用部がモニタリングを実施します。発注後トレード・チェックにて問題がある、或いは問題がある可能性がある場合には、コンプライアンス部は発注内容について検証を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業を行っています。

2026年2月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	7	11,033
合計	7	11,033

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（自2024年3月1日至2025年2月28日）の財務諸表及び第4期事業年度の中間会計期間（自2025年3月1日至2025年8月31日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けております。
なお、第2期事業年度（自2023年4月1日至2024年2月29日）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
3. 2024年2月26日開催の定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から2月末に変更いたしました。この変更に伴い、第2期事業年度は2023年4月1日から2024年2月29日までの11ヶ月間となっております。
4. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)		当事業年度 (2025年2月28日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		474		13,609
未収委託者報酬		10,479		10,009
前払費用		25		963
未収収益	2	2,044	2	3,770
未収入金				3,000
未収消費税等		365		179
預け金	2	80,170	2	68,570
流動資産合計		93,558		100,103
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備（純額）	1	189		
工具、器具及び備品（純額）	1	495	1	0
有形固定資産合計		685		0
固定資産合計		685		0
資産合計		94,244		100,103

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月29日)		当事業年度 (2025年2月28日)	
負債の部				
流動負債				
未払金	2	7,449	2	8,198
未払法人税等		165		180
その他		93		3
流動負債合計		7,708		8,381
負債合計		7,708		8,381
純資産の部				
株主資本				
資本金		70,000		70,000
資本剰余金				
資本準備金		30,000		30,000

資本剰余金合計	30,000	30,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,464	8,278
利益剰余金合計	13,464	8,278
株主資本合計	86,535	91,721
純資産合計	86,535	91,721
負債純資産合計	94,244	100,103

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
営業収益		
委託者報酬	20,332	49,636
営業収益計	20,332	49,636
営業費用		
支払手数料	366	725
調査費		77
委託調査費	15,775	38,511
委託計算費	4,449	10,508
通信費	170	168
協会費	5,207	1,580
営業費用計	25,968	51,572
一般管理費		
旅費交通費	603	6
租税公課	387	43
外注費	2,052	1,529
減価償却費	361	336
諸経費	312	165
一般管理費計	3,717	2,080
営業損失()	9,353	4,016
営業外収益		
受取利息	1	1,732
補助金収入		8,000
その他		0
営業外収益計	1,670	9,732
経常利益又は経常損失()	7,683	5,715
特別損失		
固定資産除却損		2
減損損失		3
特別損計		348
税引前当期又は税引前当期純損失()	7,683	5,366
法人税、住民税及び事業税	165	180
法人税等合計	165	180
当期純利益又は当期純損失()	7,848	5,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金		
当期首残高	50,000	10,000		10,000	5,615	5,615	54,384
当期変動額							
新株の発行	20,000	20,000		20,000			40,000
当期純損失()					7,848	7,848	7,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	20,000	20,000			7,848	7,848	32,151
当期末残高	70,000	30,000		30,000	13,464	13,464	86,535

	純資産合計
当期首残高	54,384
当期変動額	
新株の発行	40,000
当期純損失()	7,848
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	
当期変動額合計	32,151
当期末残高	86,535

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	70,000	30,000		30,000	13,464	13,464	86,535
当期変動額							
当期純利益					5,186	5,186	5,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計					5,186	5,186	5,186
当期末残高	70,000	30,000		30,000	8,278	8,278	91,721

	純資産合計
当期首残高	86,535
当期変動額	
当期純利益	5,186
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	
当期変動額合計	5,186
当期末残高	91,721

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3年
工具、器具及び備品	3年～4年

3 収益及び費用の計上基準

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスから委託者報酬を稼得しております。

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を信託の計算期間末ごとに年2回受取ります。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
有形固定資産	685千円	0千円
減損損失		186千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

減損損失の認識にあたっては、当社はファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、キャッシュ・フローを生み出す単位は全社を1つのグルーピングとしております。

減損の兆候の判定は、営業活動から生じた損益や、経営環境及び市場価格の状況など、当社が利用可能な情報に基づいて判定を行っております。

減損の兆候があると認められた資産については、割引前将来キャッシュ・フローを算定し、これが帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきとの判断をしております。

減損損失を認識すべきと判断された資産については、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値に基づく回収可能価額まで減額しております。

主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能価額の見積りにおける主要な仮定は、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる市場価値等及び割引率であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その前提となる条件や仮定に変更が生じて見積額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
建物附属設備	83 千円	千円
工具、器具及び備品	277	409

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
未収収益	2,044 千円	3,770 千円
預け金	80,170	68,570
未払金	2,937	2,940

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
受取利息	1,670 千円	1,726 千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
建物附属設備		98 千円
工具、器具及び備品		63
計		162

3 減損損失

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	端末機器	工具、器具及び備品	186千円

(1)資産グルーピングの方法

当社はファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております

(2)減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、収益性の低下により回収可能価額が帳簿価額を下回った資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

(3)回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により測定しております。割引率は国債の流通利回りを使用して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	60,000	40,000		100,000

(注) 普通株式の発行済株式数の増加40,000株は、第三者割当による新株発行の増加であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	100,000			100,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。預け金は、預け先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクは残高管理を実施することでリスクの低減に努めております。

営業債権である未収委託者報酬、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「預け金」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	474			
未収委託者報酬	10,479			
預け金	80,170			
合計	91,123			

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	13,609			
未収委託者報酬	10,009			
預け金	68,570			
合計	92,189			

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）	2,965 千円	1,079 千円
減価償却費損金算入限度超過額		117
繰延資産損金算入限度超過額	1,421	1,421
繰延税金資産小計	4,387 千円	2,618 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	2,965	1,079
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	1,421	1,538
評価性引当額小計	4,387	2,618
繰延税金資産合計		

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金（ ）						2,965	2,965
評価性引当額						2,965	2,965
繰延税金資産							

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金（ ）						1,079	1,079
評価性引当額						1,079	1,079
繰延税金資産							

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率		33.6 %
（調整）		
住民税均等割等		3.4 %
評価性引当額の増減		33.0 %
その他		0.6 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		3.4 %

（注）前事業年度は税引前当期純損失であるため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳を記載しておりません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
顧客との契約から生じる収益		
委託者報酬	20,332千円	49,636千円
営業収益	20,332千円	49,636千円

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度(自2023年4月1日 至2024年2月29日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本資産運用基盤株式会社	東京都千代田区	100,000	グループ会社への人材供給・人材紹介	(被所有)直接 100%	役員の兼任	資金の預け金(純額) (注1)	23,700	預け金	80,170
							利息の受取 (注1)	1,670	未収収益	2,044
							経費の立替 (注2)		未払金	2,937

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 預け金は、グループ会社間資金貸借に関する合意書に基づき、日本資産運用基盤株式会社が運用するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、利息については予め定められた条件により計上を行っております。なお、取引金額は純額で記載しております。
- 立替経費は実費であります。

当事業年度(自2024年3月1日 至2025年2月28日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本資産運用基盤株式会社	東京都千代田区	100,000	グループ会社への人材供給・人材紹介	(被所有)直接 100%	役員の兼任	資金の預け金(純額) (注)	11,600	預け金	68,570
							利息の受取 (注)	1,726	未収収益	3,770

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

預け金は、グループ会社間資金貸借に関する合意書に基づき、日本資産運用基盤株式会社が運用するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、利息については予め定められた条件により計上を行っております。なお、取引金額は純額で記載しております。

2 親会社に関する注記

日本資産運用基盤株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	865円54銭	917円22銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ()	91円25銭	51円86銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年2月29日)	当事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)
当期純利益又は当期純損失() (千円)	7,848	5,186
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (千円)	7,848	5,186
普通株式の期中平均株式数(株)	86,011	100,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年2月29日)	当事業年度 (2025年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	86,535	91,721
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る事業年度末の純資産額(千円)	86,535	91,721
1株当たり純資産額の算定に用いられた事業年度 末の普通株式の数(株)	100,000	100,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年8月31日)	
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		7,370
未収委託者報酬		11,539
前払費用		1,155
未収収益	2	4,580
未収消費税等		3,536
預け金	2	66,570
流動資産合計		94,752
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	1	0
有形固定資産合計		0
投資その他の資産		
投資有価証券		1,999
投資その他の資産合計		1,999
固定資産合計		1,999
資産合計		96,751

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年8月31日)

負債の部		
流動負債		
未払金	2	40,233
未払法人税等		90
流動負債合計		40,323
負債合計		40,323
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000
資本剰余金		81,721
その他資本剰余金		81,721
資本剰余金合計		81,721
利益剰余金		
その他利益剰余金		35,293
繰越利益剰余金		35,293
利益剰余金合計		35,293
株主資本合計		56,428
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		0
評価・換算差額等合計		0
純資産合計		56,428
負債純資産合計		96,751

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
営業収益	
委託者報酬	24,690
営業収益計	24,690
営業費用	
支払手数料	396
調査費	520
委託調査費	19,174
委託計算費	6,844
通信費	12
協会費	428
営業費用計	27,377
一般管理費	
旅費交通費	2
租税公課	97
業務委託費	28,338
諸経費	4,897
一般管理費計	33,335
営業損失()	36,023
営業外収益	
受取利息	819
その他	2
営業外収益計	821
経常損失()	35,201
税引前中間純損失()	35,201
法人税、住民税及び事業税	91
法人税等合計	91
中間純損失()	35,293

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金		
当期首残高	70,000	30,000		30,000	8,278	8,278	91,721
当中間期変動額							
減資	60,000	30,000	90,000	60,000			
資本剰余金から利益剰余金 への振替			8,278	8,278	8,278	8,278	
中間純損失()					35,293	35,293	35,293
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	60,000	30,000	81,721	51,721	27,015	27,015	35,293
当中間期末残高	10,000		81,721	81,721	35,293	35,293	56,428

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高		91,721
当中間期変動額		
減資		
資本剰余金から利益剰余金 への振替		
中間純損失()		35,293
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	35,293
当中間期末残高	0	56,428

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

3 収益及び費用の計上基準

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスから委託者報酬を稼得しております。

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を信託の計算期間末ごとに年2回受取ります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
工具、器具及び備品	409千円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (2025年8月31日)
未収収益	4,578千円
預け金	66,570
未払金	34,112

(中間損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものは、次のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
業務委託費	28,338千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当中間会計期間期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	100,000			100,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
顧客との契約から生じる収益	
委託者報酬	24,690千円
営業収益	24,690千円

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

当社の事業は、ファンド・マネジメント・カンパニーサービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	564円28銭
1株当たり中間純損失()	352円93銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純損失()(千円)	35,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純損失()(千円)	35,293
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (2025年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	56,428
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	56,428
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株)	100,000

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株発行)

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、第三者割当による普通株式の発行を決議し、2025年12月12日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 200,000株
- (2) 募集株式の払込金額 1株につき 1,000円
- (3) 発行価格の総額 200,000千円
- (4) 資本金組入額1株につき 500円
- (5) 資本金組入額の総額100,000千円
- (6) 資本準備金組入額1株につき 500円
- (7) 資本準備金組入額の総額100,000千円
- (8) 割当先 日本資産運用基盤株式会社
- (9) 払込期日 2025年12月12日
- (10) 資金の使途 運転資金

(資本金等の減少)

当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり決定いたしました。

- (1) 資本金等の減少の目的
当社の業容及び損益の現状を踏まえ、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため。
- (2) 減少する資本金の額
資本金の額 110,000千円のうち100,000千円
- (3) 減少する資本準備金の額
資本準備金の額 100,000千円のうち100,000千円
- (4) 資本金等の額の減少の方法
資本金の額及び資本準備金の額の減少を、上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。
- (5) 資本金等の額の減少の日程
債権者異議申述公示日2025年10月21日
債権者異議申述最終期日2025年11月21日
効力発生日2025年12月12日

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

概要事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(2025年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2025年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	

() 2025年3月末日現在。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 日本バリュー・インベスターズ株式会社
- ・資本金の額 非公開
- ・事業の内容 投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。
投資信託財産の保管、管理及び計算
委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分
- (2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。
受益権の募集の取扱い
解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- 2 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの商品分類、形態等を表示する文言を記載すること及び次の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号
 - ・委託会社の照会先（ホームページアドレス、電話番号及び受付時間）
 - ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する事項
 - ・ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」という旨
- 3 届出書本文「第一部証券情報」、「第二部ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、指数、グラフ等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの投資信託約款を添付します。
- 5 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 6 目論見書に以下の趣旨の文言もしくは図の全部または一部を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

JAMPファンド・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅谷 圭子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJAMPファンド・マネジメント株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年2月29日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年2月16日

JAMPファンド・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 菅谷 圭子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第4期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JAMPファンド・マネジメント株式会社の2025年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断によ

り、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。